

第5章 利根川氾濫流の流下と中川流域

第1節 はじめに

1947（昭和22）年9月16日午前0時20分ごろ、埼玉県北埼玉郡東村（現・大利根町）の利根川の新川通の右岸堤防が約350mにわたって決壊した。その氾濫流は、利根川、江戸川、大宮台地に囲まれた中川流域の低地を流れ下り、5日目の9月20日午後2時ごろ、破堤地点から75km隔てた東京都江戸川区の新川堤防でようやく止まった。氾濫流の流下の経時的な変化については、洪水後、地理調査所により詳細な調査が行われ、「昭和二十二年九月洪水 利根川及び荒川の洪水調査報告」として記録が残されている。その流れは決して一様なものではなかった。中川低地の河川や自然堤防、後背湿地、旧堤防など複雑な微地形に影響され、氾濫速度や方向が変化し、時には止まり、時には逆流し、堤防の決壊による急流も生じつつ、約440km²に氾濫が及んだ。本章では、この氾濫流の様相について、中川流域の成り立ちも踏まえて記述する。

第2節 カスリーン台風時の中川流域の状況

1 中川流域

中川は、羽生市にその源を有し、埼玉県東部を大落古利根川、新方川、元荒川、大場川などを合流しながら南流し、東京都葛飾区で荒川放水路と背割堤で分離されて平行して流れる中川放水路となり東京湾にそそぐ、流域面積約987km²の河川である。その流域は、北に利根川、東に江戸川、西に荒川と大宮台地に囲まれ、お皿のようなとか、フライパンのようなと形容されるように、全体的に低平な流域で、中川の最上流端と河口での標高差が20mという緩流河川である。中川の支川には、星川、元荒川など荒川の熊谷扇状地を水源として大宮台地の間を流下する元荒川系の支川と、利根川東遷以前は利根川本川だった大落古利根川を中心とする古利根川系の支川に分けられる。流域の西側は、大宮



図5-1 中川流域の位置

(国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所作成)

台地で区切られるが、台地面も北に向かって高度を下げ現地盤以下にもぐってしまう。このような低平地に、羽生から加須にかけての旧会の川の自然堤防や、大利根町を取り囲む旧浅間川の自然堤防、大落古利根川沿いの鷺宮、幸手、春日部、松伏、吉川と連なる自然堤防、古隅田川沿いに春日部から岩槻にかけて、そしてその下流の越谷の元荒川沿いの自然堤防など、かつて利根川水系のもたらした豊富な砂により大規模な自然堤防が形成されている。さらに、加須市志多見などで、北西からの季節風の影響で河川の南～東側に大きな内陸砂丘が形成されている箇所もある。それらの微高地の間に水はけの悪い後背湿地が広がり、古くは沼だったようなところが現在は耕地や市街地となっている。

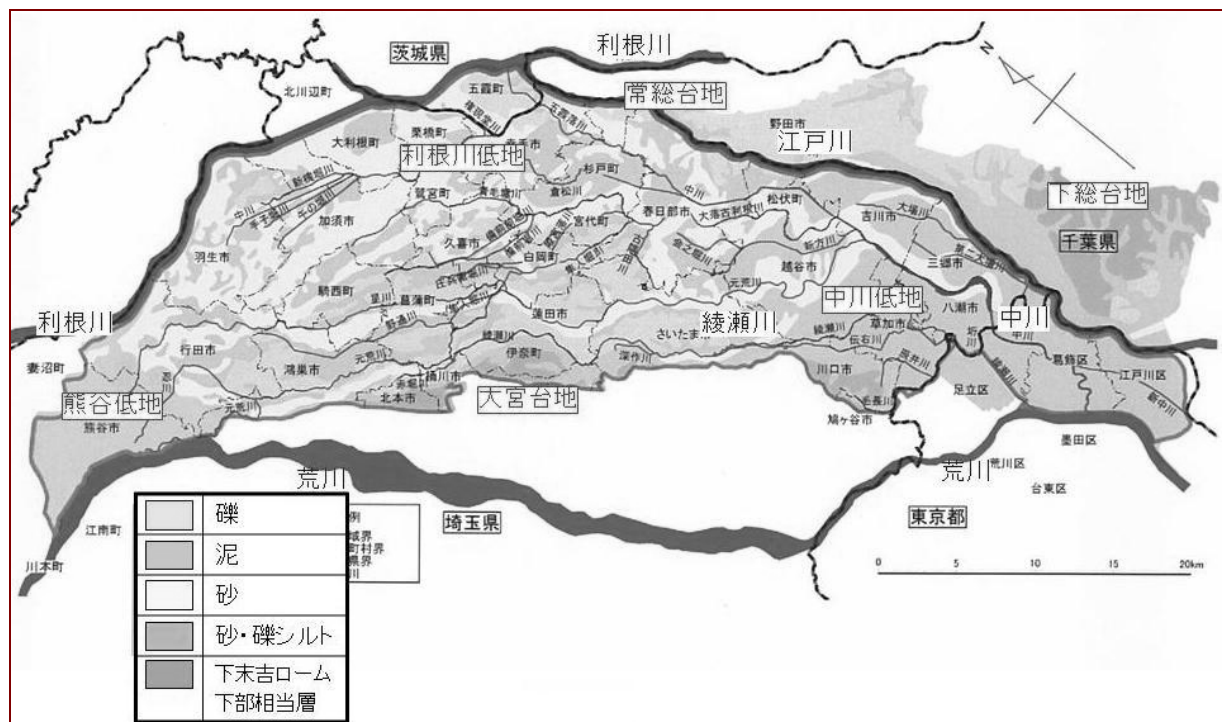


図5-2 中川流域の河川と地表地質 (国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所作成)

2 大正期中川改修

現在の中川の骨格を形成したのは、1916年(大正5)から1929(昭和4)年にかけての国直轄による中川改修工事である。この工事は外周河川である利根川、江戸川、荒川の改修の付帯事業として実施されたものであるが、それと併せて埼玉県内で中小13河川改修事業が県により行われ、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、大場川などの中川の支川の整備が進められた。なお、その後、これらの中小河川改修は、農林省補助の県営排水改良事業により行われることになる。

大正改修以前の中川は、上流部が島川、中流部が庄内古川、下流部が大落古利根川・中川という3つの別の河川だった。島川は、現在の中川の最上流部で、羽生市、加須市、大利根町、

栗橋町の水を集め、権現堂川を通じて利根川に放流していた。江戸川の旧河道である庄内古川は、幸手市、杉戸町、春日部市、松伏町を流域として、松伏町金杉において江戸川に合流していた。天明の浅間山噴火以来、利根川・江戸川の河床に土砂が堆積し河床が上昇したため、合流する支川の流域は、水はけが悪くなっていった。庄内古川も江戸川の水位が上がるたびに排水不良となり、作物の水腐が生じ、河川の水はけを改善するため江戸川との合流点は、年を追って下流へ下流へと付け替えられていった。大正改修前の江戸川合流点は、旧長戸呂村（現在の三郷市鷹野）まで下げられていた。このように、島川、庄内古川の流域では、農用地の排水の改良が長年の懸案だった。

大落古利根川は、利根川東遷前の利根川本川河道を流れる河川であるが、旧戸ヶ崎村（現在の三郷市戸ヶ崎）の小合溜分派点より下流部は旧来より中川と呼ばれていた。江戸時代、利根川の東遷により水源が断たれた上に、上流の松伏溜井や瓦曾根溜井で取水されるため、水量の減った泥川と化していた。河岸には柳、葎、真菰が、水中には藻草が生い茂り、その浚渫が地元の大変な負担であったようだ（二郷半領用悪水路土地改良区，2003：『二郷半領水利史』）。

1916（大正5）年からはじまる中川改修工事は、外周河川である利根川、江戸川及び荒川の改修に付帯して、低湿地帯の内水を、低い水位で排水することを目的としたものである。上流では、島川の排水先を利根川から庄内古川へと改変した。利根川改修で廃川になった権現堂川を流下させ、幸手市上宇和田で権現堂堤を切り割って、そこから杉戸町樺の庄内古川までの約6kmの河道を新たに開削した。庄内古川は、松伏町大川戸から下赤岩まで約3.7kmを新たに開削して、合流先を江戸川から大落古利根川に変更した。また、下流では八潮市潮止の曲流部のショートカットが施行され、二郷半領を排水する大場川は中川旧河道を經由し中川に合流するようになった。埼玉県治水協会が2005（平成17）年に権現堂堤に建立した「中川の碑」には、新たに開削された中川と古利根川の合流点での水位は、庄内古川の江戸川への落ち口に比べて水位が2m以上も低かったこと、整備後庄内古川の5月から10月の平均水位は2.1m低下し、効果が如実に表れたことが記されている。中川流域の平均的な河床勾配が約3,000分の1と緩やかであることを考えれば、2mの水位差が地域の排水にとって抜本的な効果を及ぼしたことは想像に難くない。

なお、葛飾区高砂から旧江戸川に中川を分流する新中川は、1939（昭和14）年に工事に着手したが戦争により中断、1949（昭和24）年に工事が再開され1963（昭和38）年に完成したものであり、カスリーン台風当時はまだ完成していない。

コラム14 葛西用水の歴史

カスリーン台風による氾濫が流下した埼玉県、東京都の東部平野は、見沼代用水、明治用水と並び日本三大農業用水と称される葛西用水の領域でもある。10ヶ領、300村、石高13万3千石に及ぶこの大用水は、最初から計画的に造られたものではない。利根川の東遷、荒川の西遷が行われる中で、地域に点在した池沼を排水し新田を開発ながら、不足する水源を上流へ上流へと求めていった結果として成立した用水である。それは、家康の江戸入城後3年の文禄2（1593）年の亀有溜井の設置を嚆矢とし、126年間の歳月を費やし、享保4（1707）年に至り、羽生領の上川侯で利根川から取水することとなり、河道に溜め、分流させ、悪水も加用水として利用しながら、東西の葛西領に至る大用水として成立したのである。

亀有溜井は、東葛西領新宿と西葛西領亀有（現・葛飾区）の間で中川の河道を締め切り築造された溜井で、綾瀬川の水を溜め東西の葛西領の水源とし使用された。一方、慶長19（1614）年、八条領開発のために、元荒川を堰き止め瓦曾根溜井が築造され、八条用水と四ヶ村用水が開かれた。この時点では、亀有溜井との連絡はまだない。寛永6（1629）年に、荒川の西遷が完了し、元荒川、綾瀬川の水量が激減し、瓦曾根溜井、亀有溜井が枯渇した。そのため、江戸川最上流部の庄内領中島（現・幸手市）から江戸川の水を引き入れ、中島用水を開き、八丁目村（現・春日部市）で大落古利根川に落とした。さらに、大落古利根川下流の松伏に松伏溜井を築造し、逆川（鷲後用水）を使って、瓦曾根溜井に送水した。寛永8（1631）年、同様に水不足に悩む亀有溜井掛かりの用水へ中島用水の水を送水するために、瓦曾根溜井と亀有溜井を結ぶ葛西井堀（後の東京葛西用水）が開削された。この瓦曾根溜井の水は、延宝3年（1675）、本所上水の水源ともなり、大名旗本の下屋敷の生活用水としても使われることとなる。荒川から江戸川へと、水源の転換が図られ、用水が広域化していったのである。一方、承応3（1654）年、利根川東遷が完了する。万治3（1660）年、大落古利根川の上流域では、幸手領用水が成立する。利根川の本川侯村（現・羽生市）に坎樋を築造し、用水路を開削し、川口村（現・加須市）に川口溜井を設置し北側用水を分岐した後、栗原村（現・久喜市）の大落古利根川に琵琶溜井を築造、これを水源とする中郷用水と南側用水が設けられた。これらの用水や溜井は、上流域の幸手領域の開発のために築造されたものであるが、その余水や洪水は、琵琶溜井から大落古利根川に落とされ、下流の松伏溜井に到達する。利根川から亀有溜井までの用水路はつながり、葛西用水の原型となった。

宝永元（1704）年、洪水により中島用水が埋没。このため享保4（1707）年になって、幸手領用水を増強し、水源を利根川の上川侯（現・羽生市）に切り替えた。ここに上川侯坎樋から亀有溜井に至る葛西用水が成立したのである。享保14（1729）年には、亀有溜井を廃止、東葛西領の水源として小合溜井が築造された。これにより、松伏溜井から逆川、瓦曾根溜井を経由して葛西堀井（西葛西用水）につながる系統と、松伏溜井から拡張された二郷半領本田用水（東葛西用水）、小合溜井を経て東葛西領上下之割用水へと至る系統に分かれることとなった。また、宝暦4（1754）年に上川侯の取水地点が廃止され、本川侯からの取水に戻った。現代に至り1968（昭和43）年に利根合口事業が竣工、葛西用水の水源は行田市下中条の利根大堰となり、埼玉用水路を経由して葛西用水が取水されている。

埼玉平野を農繁期にドライブすると、堤防上の道路から水面までが非常に近く、対岸の風景とも調和した独特の河川景観が現れる。葛西用水に代表される用排水一体の関東流の溜井がもたらす埼玉平野ならではの風景である。その風景の中を、1947（昭和22）年9月、カスリーン台風による濁流が押し渡っていったのである。

3 領と二線堤群

江戸時代、埼玉県下には大藩が置かれず、忍藩、岩槻藩などの小藩と幕府直轄地や旗本の所領が混在する地域であった。その中であって、地域の水利と水防を基本とする地域単位として「領」が成立していた。図5-3は、寛政12（1800）年ごろの葛飾郡領々絵図である。大宮台地、利根川堤防、江戸川堤防で限られる中川低地の中に、さらに河川の自然堤防や旧堤等を利用した水除堤で区切られた地域がそれぞれ「領」として示されている。これらの自然堤防、水除堤は、利根川の洪水に対して二線堤として機能しており、このため地域の水防活動の単位も「領」が基本であった。明治に入ってから明治41（1908）年に制定された水害予防組合法による水害予防組合も「領」を単位として形成されていたものが多い。利水については、会の川旧河道～大落古利根川を幹線とする葛西用水がこの地域の用水の根幹をなしている。葛西用水は、慶長19（1614）年に築造された瓦曾根溜井をその出発点とし、寛永7（1630）年の大落古利根川の松伏溜井と逆川の築造、万治3（1660）年の大落古利根川上流の琵琶溜井の築造と上流に向けて水源を求めながら拡大していった用水で享保4（1719）年に成立したものであるが、葛西用水から伸びる多くの用水を管理する単位としても「領」のもつ意味は重要であった。



図5-3 葛飾郡領々絵図

（葛西用水組合, 2008：「設立55周年記念 葛西用水路土地改良区史」）

図5-4は、寛政12（1800）年ごろに描かれた葛飾郡領々絵図であるが、これにより中川水系の河川と用水路と「領」の関係を見ることができる。以下、カスリーン台風の利根川氾濫流が流下した地域を、島川、庄内古川、大落古利根川（中川）の3つの流域に分け「領」と河川との関係を確認したい。



図5-4 氾濫流の浸水経路と領、水除堤の関係
(埼玉県南部河川事務所, 1986, 付図に加筆作成)

(1) 島川流域 (会の川～権現堂堤の上流域)

絵図中、左側が上流になるが、葛飾郡中最上流部に位置しているのが南川辺領である。江戸初期の利根川新川通の開削により対岸の北川辺領と分断されたため、その南側が旧利根川の自然堤防で囲まれた地域となった。その下流側が島中領で、利根川、旧利根川自然堤防、島川堤防で囲まれた地域である。南川辺領の上流側には、葛飾郡ではないので着色されていないが羽生領がある。島川の流域は、会の川の自然堤防、島川右岸堤防、権現堂堤をつなぐ線で下流と区切られており、水がこの線を抜ける箇所としては、加須市川口の葛西用水、権現堂用水の巡礼樋門、大正改修による上宇和田の権現堂堤開削部と限られていた。

(2) 庄内古川流域

絵図中、真ん中を左から右に流れている河川が、大落古利根川である。その左岸の上流側に位置するのが庄内古川の流域で、庄内古川の右岸側は幸手領、左岸側は着色されていないが下総庄内領である。17世紀の中頃に江戸川の上流部が下総台地を開削して付け替えられ、残された旧河道が庄内古川となった。したがって、庄内古川がこの当時の武総国境であり、庄内領は下総に属していたのである。

(3) 大落古利根川左岸

大落古利根川と庄内古川～江戸川に挟まれた地域には、上流から松伏領、二郷半領が並び、都県境を経て中川隣左岸側が東葛西領で、北から上ノ割、下ノ割と呼ばれていた。二郷半領は、現在の吉川市、三郷市の地域であるが、松伏溜井からを水源とする二郷半用水（本田用水、新田用水）により灌漑を行っている地域である。大正改修により、庄内古川が大落古利根川とつ

ながって中川となった際に、松伏溜井からの用水が新川開削により途絶え、新たに水源を江戸川に求めるようになった。

二郷半領の南側に、享保14（1729）年に井沢弥惣兵衛為永が中川の旧河道を利用して設置した小合溜がある。二郷半用水の落水を受け、東葛西領の上ノ割用水、下ノ割用水に水を供給している溜め池である。小合溜の南側に「桜堤」がある。洪水の度に二郷半領を流下する氾濫水が桜堤によって堰き止められ、上流の戸ヶ崎村は長期にわたる湛水に苦しんでいた。文化4（1807）年の洪水では、戸ヶ崎村の湛水の長期化を防ぐために、村の若者3人が、船で桜堤にこぎ寄せ、堤を警戒する幕府役人を獅子頭で驚かせ役人が逃げた隙に桜堤を切ったという伝承が三郷市戸ヶ崎に残されている、戸ヶ崎香取神社の祭礼で舞われる獅子舞の太刀懸かりでは、土盛の左右に茶碗を置き、水をたたえ、その間に桜の枝を渡し、太刀で切る様が演じられる。桜堤を切って村を守った故事を表しているのだという。

（4）大落古利根川右岸

大落古利根川（下流では中川）右岸側は、大宮台地から流れ大落古利根川に合流する河川によりいくつかのブロックに分けられる。主な河川としては、上流側から古隅田川、新方川、元荒川、圻川（古溜井）がある。上流から騎西領、岩槻領、新方領、越谷領、八条領、都県境を経て淵江領、西葛西領と続く。新方領と越谷領を分けるのが元荒川である。利根川本川の旧河道は昔、大落古利根川を経て春日部付近から古隅田川に入り、元荒川につながっていた。このため、岩槻より下流の元荒川には、利根川の運ぶ大量の砂により両岸に大きな自然堤防が形成されている。



写真5-1 桜の枝を切る

（北原糸子氏撮影）

都県境の八条領南側の旧綾瀬川河道の圻川やさらにその西側の毛長川には、大落古利根川左岸と同様に南側に水除堤が設けられていた。桜堤～圻川・綾瀬川堤防～毛長堤と続く都県境の一連の水除堤が、利根川や荒川の氾濫により中川低地を流下してくる洪水を堰き止める役割を果たしていたのである。

第3節 利根川氾濫流の流れ

1 上流部

地理調査所の報告（地理調査所時報・特報、『昭和二十二年九月洪水 利根川及び荒川の洪水調査報告』, 1947）では「利根川洪水域の上流部は、吉田町上宇和田、幸手町南部、久喜町を連ねた線から北部の浸水域で、此の地域の洪水走時線は極めて不規則に走り、洪水は或いは停頓し或いは急進し、局地的な洪水進行速度は全域を通じて最大であり、流線は多方向に放射分散し、洪水域が他面に拡大している」とされている。その氾濫流の流れを地理調査書の報告をもとに、「領」との関係を見つつ概括する。



写真5-2 旧東村（現大利根町）の利根川決壊点（1947（昭和22）年10月米軍撮影）

写真左上から右下にかけての帯状の水田が旧利根川河道集落は、旧利根川の自然堤防上に分布している。

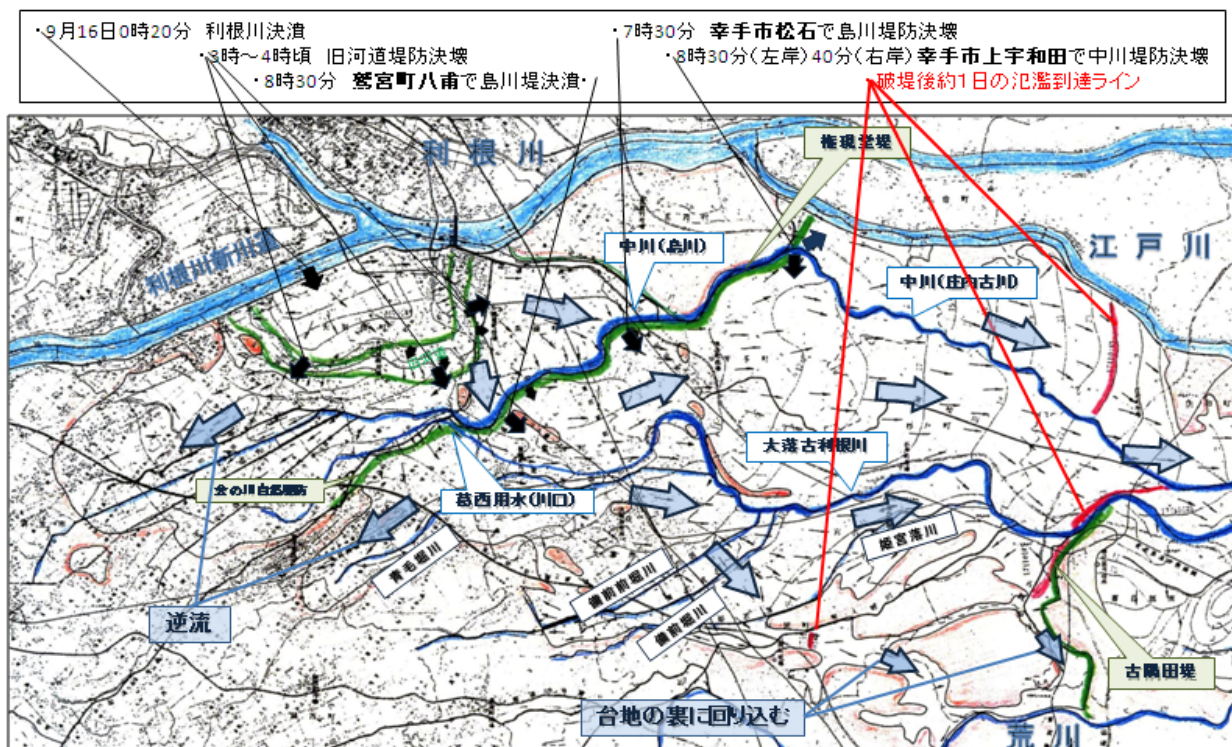


図5-5 上流～中流部の氾濫流
 (埼玉県南部河川事務所, 1986, 附図に加筆作成)

- ① 9月16日0時20分ごろ、東村（現・大利根町）の利根川右岸の堤防が決壊し、流入した洪水が旧利根川（浅間川）河道に囲まれた南川辺領内に氾濫し一時停滞した。領内では徐々に水位を増し、3時ごろから旧利根川左岸堤防が各所で決壊し旧利根川河道に氾濫水が進入し満水となり、4時ごろからは右岸堤防が各所で決壊をはじめ、氾濫流が放射状に広がっていった。
- ② 旧利根川堤防の決壊により東側の島中領に進入した氾濫流は、島中領内を流下し、権現堂川と中川（島川）左岸堤に囲まれた栗橋町狐塚付近でいったん停滞した。7時に狐塚付近の中川（島川）左岸堤防数箇所が破堤し、中川（島川）に洪水が流入した。7時30分には中川（島川）右岸が幸手市松石付近で破堤、さらに中川（島川）に流入した氾濫流は8時30分には鷲宮町八甫で、東北線沿いに中川（島川）右岸堤を決壊させ、大量の氾濫流が幸手領内に進入した。また、下流では、権現堂堤に沿って流下した氾濫流が幸手市上宇和田の権現堂堤の開削部から庄内領に進入し、中川堤防の左岸を8時30分に、右岸を8時40分に決壊させた。
- ③ 一方、大利根町琴寄で南川辺領南部の旧利根川堤防を破った流れは、そのまま南流し葛西用水（大落古利根川の上流）に入り、6時30分ごろ加須市川口付近で橋梁を落としながら西南に溢水し、7時ごろには氾濫流は鷲宮に到達した。
- ④ また、葛西用水を乗り越えて鷲宮に向かった氾濫流の一部は、青毛堀川沿いを逆流しながら西進し、氾濫域は昼頃に加須市下高柳から騎西町舟橋付近まで及んだ。大利根町西部の

道目付近で南川辺領西部の旧利根川を決壊させた氾濫流は、会の川自然堤防と利根川に挟まれた羽生領の中を西方へ、地形勾配に逆らうように進入していった。氾濫域の先端は昼頃に羽生市の中手子林・弥勒付近まで及んだ。利根川の旧河道（会の川）の自然堤防上に発達した加須市街地、羽生市街地は浸水を免れた。

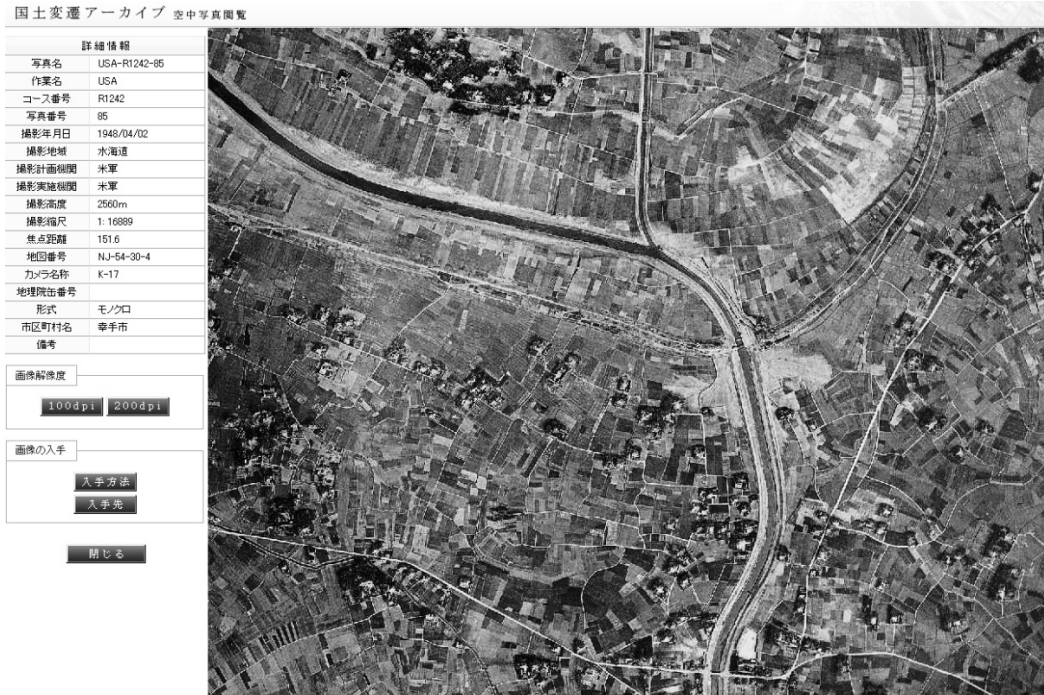


写真 5-3 権現堂堤の開削部から進入した氾濫流の痕（1948（昭和23）年4月米軍撮影）
権現堂堤を抜けた地点で、中川（大正改修で開削された新河道）の両岸が決壊している。

このように、新川通で決壊した利根川の洪水流は、まず旧南川辺領内に溢れ、領を取り囲む旧利根川河道を満たした上で、各所で旧利根川堤防が破堤、氾濫流は各方面に向かった。会の川自然堤防～中川（島川）～権現堂堤を結ぶ線で、いったん洪水流は停滞したが、幸手市上宇和田、松石、鷲宮町八甫などで中川堤防が決壊し、また、加須市川口の上流で葛西用水に流入して、それぞれ幸手領、庄内領に進入していった。

2 中流部

地質調査所の報告では、中川左岸側については都県境の桜堤まで、中川右岸側は古隅田川合流点までを中流部としている。この区間での氾濫流は比較的变化が少なく、大落古利根川、中川（庄内古川）に沿って氾濫が下流に向かった。その流れは、①大落古利根川右岸、②両河川の間、③中川（庄内古川）左岸の3つに大きく分けられる。

- ① 大落古利根川右岸では、大落古利根川と大宮台地の間の低地を氾濫流が南下した。氾濫流は、大落古利根川に西から合流する備前堀川、備前前堀川、姫宮落川、隼人落川などの元々農業用の排水路であった支川群を越流した。河川にいったん入った氾濫水が、河川の流下能力が足りずに対岸側に越水するという過程を繰り返したのである。氾濫流は、日が変わった17日の午前1時頃の段階で、春日部市街地の北、古隅田川の南側の古隅田堤で止まり大落古利根川に収斂した。なお、氾濫流の一部は、17日に入ってから大宮台地の端部にあたる慈恩寺台地の裏側にも回り込んでいる。
- ② 大落古利根川と中川（庄内古川）の間の氾濫流は、鷲宮町八甫、幸手市松石、上宇和田での中川（島川）堤防の決壊によるものである。旧幸手領に流入したこれらの氾濫流は、地形に沿って南下する。地理調査所の報告では、中川（庄内古川）の両岸には多数の小決壊口があり、これらを精査してみると、右岸では川に流れ込んだときにできたもので、左岸では川から溢水流下したときのものだという。つまり、中川（庄内古川）の右岸から左岸に向けて氾濫流が越えていったのである。そして、この越流水が葛飾区の桜堤へと向かう氾濫水の大部分を供給したという。

春日部以南の大落古利根川と中川（庄内古川）の間の地域では、氾濫水は北方からもたらされたものではなく、中川（庄内古川）の溢水によるものが大部分である。北から幸手領を流下してきた氾濫流は、春日部市牛島付近の自然堤防により遮られ中川（庄内古川）に流入したと考えられる。牛島より南部の区間では中川（庄内古川）の自然堤防が低く、また、大正改修により開削した区間の人工堤防も低く弱かったため、中川（庄内古川）の洪水が多数の小決壊口をつくりながら再び溢水し、両川に挟まれた区域に氾濫、貯留した。

- ③ 中川（庄内古川～大落古利根川）の左岸側では、中川と江戸川に挟まれる庄内領、松伏領、二郷半領の領域を氾濫流が流下した。幸手領側から中川（庄内古川）を越えて庄内領に進入した氾濫流がその主流を形成した。利根川本川の決壊から約1日後の17日午前1時ごろの氾濫流は、旧庄和町役場の手前まで達している。その速度は中川（庄内古川）右岸より少し遅く、時速500～700m程度であった。17日の13時ごろ、氾濫流は松伏町金杉の旧庄内古川堤防に達し、これを越流した。この時、堤防上の家屋4戸を流出、4戸を半壊させた。利根川本川の決壊から約2日後の18日午前1時ごろには、氾濫流は吉川市街地を越えて三郷市との境界付近まで達していた。この流れが葛飾区の桜堤に達するのが18日17時である。

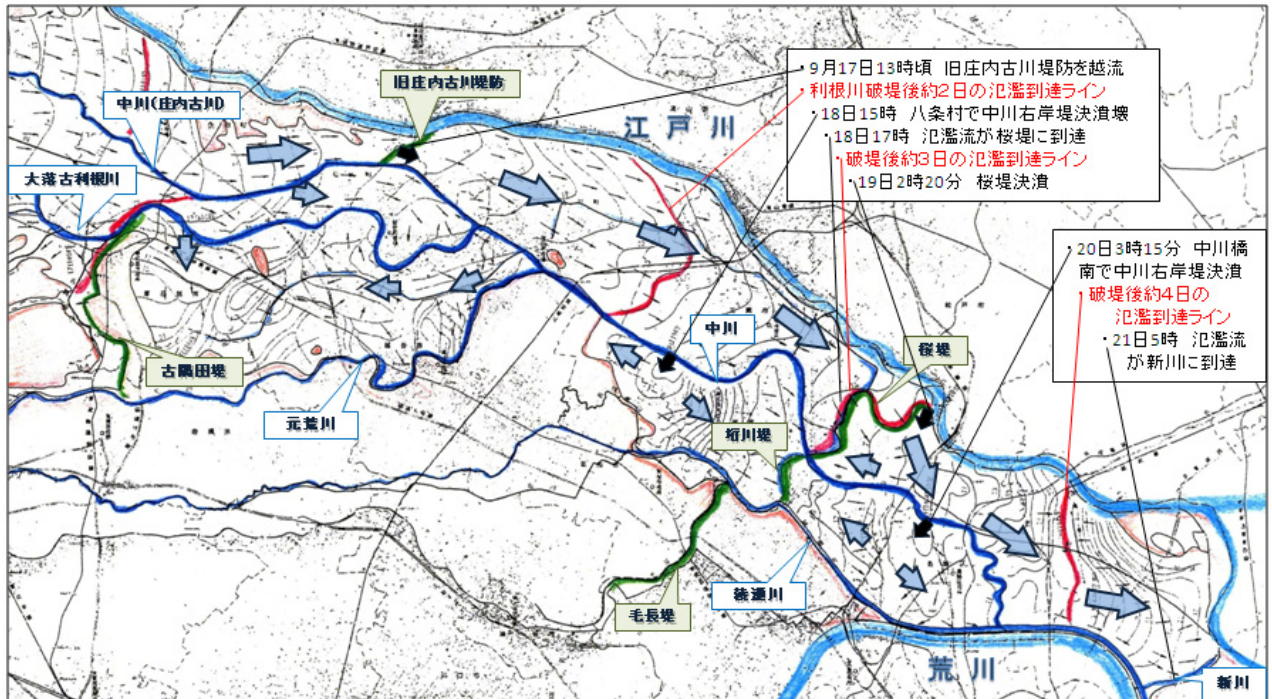


図5-6 中流～下流部の氾濫流
 (埼玉県南部河川事務所, 1986, 附図に加筆作成)

3 下流部

下流部の氾濫形態は、河川堤防や水除堤に囲まれた区域に、堤防の決壊等により洪水が流れ込み、その中で氾濫・貯留する貯留型となった。このため、概ね「領」の区域でそれぞれの氾濫・貯留区域が区分できるような氾濫形態となった。氾濫域となったのは、大落古利根川～中川の左岸側では、①桜堤の決壊による東葛飾領、右岸側では、②大落古利根川から氾濫流が進入した新方領、③中川の破堤により浸水した中川と綾瀬川の間の人条領、中川橋下流の中川決潰により浸水した淵江領と西葛西領である。

詳細情報	
写真名	USA-M860-85
作業名	USA
コース番号	M860
写真番号	85
撮影年月日	1948/03/29
撮影地域	東京東北部
撮影計画機関	米軍
撮影実施機関	米軍
撮影高度	1524m
撮影縮尺	1:9896
焦点距離	154
地図番号	NI-64-25-2
カメラ名称	K-17B
地理院出番号	
形式	モノクロ
市区町村名	葛飾区
備考	

画像解像度

100dpi 200dpi

画像の入手

入手方法

入手先

閉じる



写真5-4 桜堤の決壊点と江戸川開削箇所（1948（昭和23）年3月29日米軍撮影）

- ① 桜堤に氾濫流が達した18日17時からしばらくは、桜堤上流の水位を上昇させながら氾濫は停滞した。その間、地元水防団からの要望もあり、東京都は、氾濫を都県境で食い止めるべく桜堤上流の江戸川右岸堤を開削し氾濫水を江戸川に落とすこととし、18日19時に内務省に堤防開削の許可を求めた。内務省国土局長からは対岸の千葉県の了解を得た上でという条件で許可が出たので葛飾橋上流100mの地点での開削作業が開始されたが、高さ5m、基底部の幅50mの江戸川堤防を人力だけでは開削するには無理があった。このため、深夜に至り進駐軍に堤防の爆破作業を依頼したが、19日2時20分、遂に桜堤は決壊した。その後、騎兵第一師団第八技術中隊が到着し、5時40分から何度かにわたる爆破作業が行われ、さらに消防団、学生も協力し、15時30分に江戸川堤防の開削に成功した。開削箇所は、激しい流出により決壊口が拡大し、その後の都下の浸水を減少させた。

桜堤を決壊させた氾濫流は、概ね西方向の葛飾区金町から新宿町へと向かい、中川堤防にあたって北へ逆流する流れと南への流れに分かれた。氾濫流は、道路盛土や総武線などに堰き止められつつ南へと広がり、21日5時に江戸川区船堀の新川堤防に到達し、ようやく氾濫流は停止した。総武線では、線路を越流したのは1か所だけで、その他の箇所では、鉄道敷下に埋設された排水土管などを通じて氾濫が進行した。小岩、新小岩間では、排水土管の部分から盛土が破壊され、総武線が不通となった。

- ② 春日部市南部から越谷市北部にかけての旧新方領の氾濫域は、大落古利根川と元荒川の大きな自然堤防に囲まれた地域で、その中を新方川が貫流し地域の排水河川となっている。この地域では、多数の地点で大落古利根川の決壊、溢水が起こり、それぞれ浸水区域を拡

大していった。また、新方川を逆流して溢水した洪水も加わり、非常に複雑な氾濫進行形態となった。なお、新方領の対岸の越谷領では、元荒川の自然堤防と水防活動により氾濫が止められ、浸水を免れている。

- ③ 八条領の氾濫は、18日15時に八条村（現・八潮市）の中川右岸堤防の決壊によりもたらされた。氾濫水は比較的ゆっくりと西へ南北へと広がり、都県境の圀川で概ね止まるが、一部は葛西用水を經由して足立区にも侵入した。
- ④ 現在の足立区、葛飾区の淵江領、西葛西領の氾濫は、20日3時15分、中川橋南での中川右岸堤防の決壊によりもたらされた。氾濫流は5時までに亀有町を満たし、その後常磐線や道路盛土により停滞しながら南北に広がっていった。常磐線を越えて北上した氾濫水の一部は葛西用水を逆流し、旧八条領から南下した洪水と合わさって溢水し足立区花畑を浸水させた。この区域は中川と荒川放水路の開削に併せて付け替えられた綾瀬川に挟まれているため、排水が難しく、排水を速やかにするために綾瀬川の堤防が開削された。

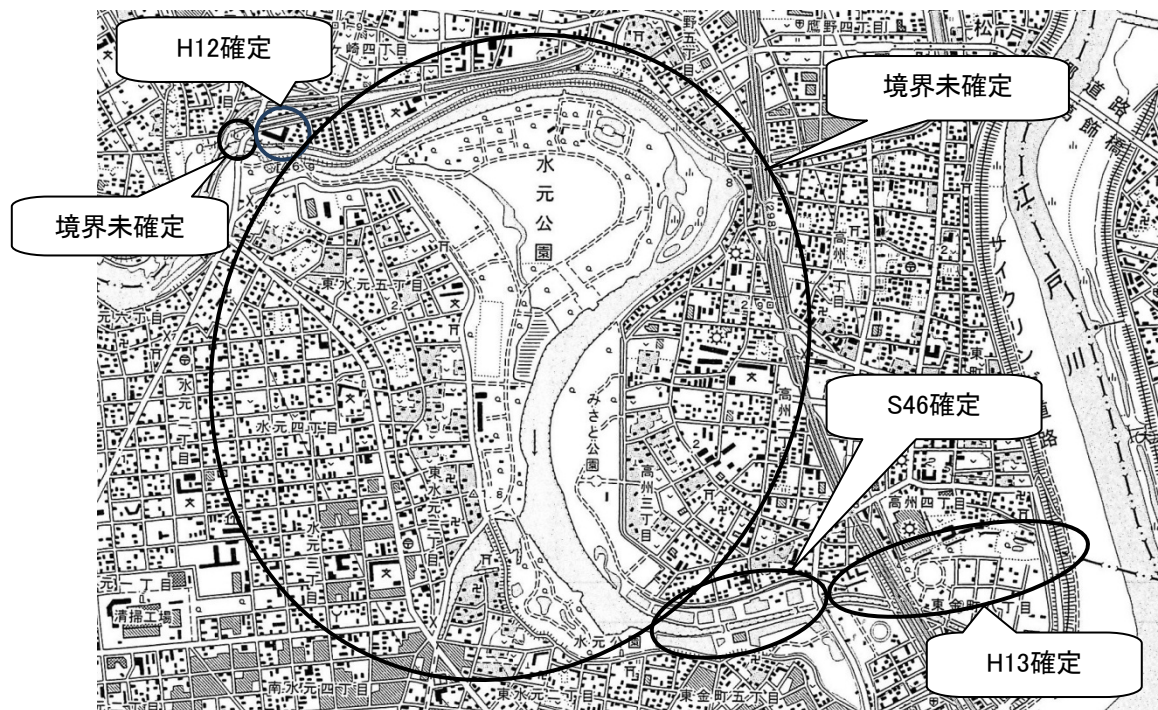


写真5-5 中川橋南の中川右岸決壊点（1947（昭和22）年9月26日米軍撮影）

コラム15 小合溜と都県境

東京都と埼玉県の間にある小合溜の周辺には、都県境が未確定な区間がある。治水の対立の激しい地域なのであえて境界を曖昧なままにし、互いに相手に小合溜周辺の治水のイニシアチブを与えない策を取ったとも言われている（『「小合溜」環境めぐり見解の違い』，読売新聞，1994年3月9日）。

この中川と江戸川に挟まれた区間について、都県境が定まっているのは、①東京都水産試験場跡地（1971（昭和46）年確認書締結）、②大場川と県道葛飾吉川松伏線に挟まれた旧極東レジン敷地部分（2000（平成12）年確認書締結）、③江戸川から天王橋に至る通称「しんかわ」部分（2001（平成13）年確認書締結）の区間で、残りの小合溜水面と県道葛飾吉川松伏線より西側については都県境未確定区間となっている（埼玉県河川砂防課より聞き取り）。



図コラム15-1 都県境の未確定区間

小合溜は、元々は古利根川の河道だった。享保14（1729）年までは、大落古利根川は猿ヶ又村（現・葛飾区東水元）で東西に分派していたが、井澤弥惣兵衛がその東派川を締切り東葛西用水の水源としたのである。また、弥惣兵衛は、西派川の下流にあった亀有溜井を撤去し、その下流の中川を拡幅した。これにより中川～大落古利根川の水位が低下し、流域の排水がよくなったものと思われる。

しかしながら、小合溜の北側に広がる二郷半領の排水は必ずしもよくなかった。領の排水を受け持つ大場川は、元々は江戸川に合流していたが、天明3（1783）年の浅間山噴火以来、江戸川の河床が上昇し排水条件は年々悪くなった。そこで寛政4（1792）年に、新しく下新田村（現・三郷市高須）から西に向け堀を開削し戸ヶ崎村（現・三郷市戸ヶ崎）で古利根川に合流するようにした。さらに、天保4（1833）年には戸ヶ崎村から下流の猿ヶ又村まで合流点を下げた。弘化4（1846）年には、

悪水の落ちをよくするために大場川の模様替を行った。小合溜内に瀬割堤（背割堤）を築き、溜井の一部を大場川とすることによって悪水の落ちを改善したのである（二郷半領用悪水路土地改良区, 2003, p. 91-100）。

このような経緯も踏まえ、小合溜水面の都県境について、三郷市は、元々河川だった水面であるので一般的な河川と同様に溜井の中央が行政界であると主張し、一方葛飾区は、小合溜は葛西領の灌漑用水溜井で古文書にも「葛西領」という記述があることを根拠に小合溜の三郷市側の水際が行政界であると主張し、折り合いがついていない。一方で実質的な水面の管理は、三郷市と葛飾区の間で小合溜の準用河川指定(1991（平成3）年3月15日)に伴い締結された管理協定により支障なく行われている。

小合溜と大場川の背割堤（いわゆる中堤）についても管理主体の不明確な部分が存在する。2005（平成17）年10月9日、その不明確な部分で堤防が陥没するという事態が生じ、都県市区の間でその復旧と中堤の管理について協議が行われた。その結果、中堤に都県の暫定管理境界を置くこととし、標杭が設置され、その上流を埼玉県が、下流を東京都が管理することとなっている。



平成17年10月9日(日) 午後4時頃の状況

写真コラム 15-1 中堤の陥没により小合溜から大場川に流出する水（須見徹太郎撮影）



写真コラム 15-2 応急復旧工事の状況（須見徹太郎撮影）

第4節 荒川の氾濫

カスリーン台風の豪雨により、埼玉県を流れる荒川も氾濫した。15日18時35分に田間宮村（現・鴻巣市）で樋管の破壊に伴い左岸堤防が決壊し、遂に15日19時30分に、その上流の熊谷市久下新田において越流した洪水により左岸堤防が決壊した（決壊時刻については地質調査所の報告に齟齬があったため、「昭和22年関東水没から50年カスリーン台風」（p. 19)によった）。

両決壊口からの氾濫流は合流して、元荒川に沿って東南流し、加納村（現・桶川市）小針領家に至って元荒川河道に飲み込まれた。元荒川は、荒川の旧河道であり、



写真5-6 入間川の決潰と氾濫の状況（埼玉県, 1950, 「附録写真集」）

また、岩槻から下流では自然堤防が非常に発達しているため、氾濫流が流下するだけの能力があった。また、綾瀬川流頭の小針領家に江戸時代に築造された備前堤により、荒川氾濫流が綾瀬川流域に進入することはなかった。なお、荒川の流域では、入間川とその支川の越辺川^{おっべがわ}、高麗川、都幾川についても堤防が各所で決壊し、氾濫被害が生じている。

第5節 利根川氾濫による被災状況

1 氾濫被害の概要

利根川氾濫による人的被害は、表5-1の資料では埼玉県と東京都の合計で死者53名、行方不明者8で、カスリーン台風全体での人的被害が死者1,077名、行方不明者853名(理科年表2008年版)に比べて少ないが、これは死傷者の多かった群馬県域の山間地域や急流部等に対して、利根川氾濫流は比較的緩やかな流れであり、また、氾濫流が到達するまでに時間的余裕があったためと考えられる。

表5-1 カスリーン台風利根川氾濫による被害集計表 (埼玉県南部河川改修事務所, 1986より作成)

		埼玉県	東京都	計
家屋 (戸)	床上浸水	17,389	82,931	100,320
	床下浸水	5,079	22,551	27,630
	流出	331	27	358
	倒(全)壊	374	67	441
	半壊	1,538	59	1,597
罹災者 (人)	人口	128,628	357,473	486,101
	死者	46	6	52
	負傷	1,829	3	1,832
	行方不明	7	1	8
冠水 (ha)	田	9,689	16,039	25,728
	畑	5,052	9,230	14,282
流出・埋没 (ha)	田	745	552	1,297
	畑	535	84	619

資料：「昭和22年9月埼玉県水害誌」, 埼玉県, 1950. 5; 「東京都水災誌」, 東京都, 1951. 3; 「昭和22年9月風水害の概要」, 東京都, 1947. 12; 「昭和22年9月洪水水害調査報告書」, 利根川上流工事事務所, 1957. 4

利根川氾濫による被害は、大利根町(死者12名、行方不明者4名)、栗橋町(死者18名、行方不明者1名)など、利根川新川通の決壊点近くの町村で全体の半数以上を占めている。また、幸手市(死者4名、行方不明者1名)、杉戸町(死者3名、行方不明者1名)、春日部市(死者5名)など、中川(島川)堤防の決壊流が流下した地域でも多くの人的被害が出ている(埼玉県南部河川改修事務所, 1986, p. 76)。

表5-1の罹災者数で見ると、埼玉県で約12万8千人に比べ、東京都側はその約3倍の35万7千人と都市部での被災の大きさがわかる。床上浸水、床下浸水戸数についても、東京都の方

が多いが、半壊、倒壊、流出家屋数については、氾濫流の流れの強い埼玉県側が圧倒的に多い。

2 被災状況、避難及び水防活動

(1) 埼玉県下の被災状況

人的被害の多かった決壊地点での被災状況はどうだったのだろうか。埼玉県水害誌では、東村（現・大利根町）での状況を以下のように伝えている。

「9月15日午前10時頃より、大利根の急激な増水に、村長は吏員を動員、各水防団に連絡、水防準備に着手した。一方坪井助役を栗橋河川事務所に急派、上流地方における降雨の状況を聴取せしめた。差当たり第一消防分団を東北本線の上下流に、第二分団を東武線上下流にそれぞれ配置し、且つ準備に万全を期するため、各水防団の連絡を緊密にするように指令した。午後5時頃、上流より頻々と流れてくる流木が、次々と鉄橋に引っ掛かり、水勢頓に阻まれ、北風又波を立てて襲ってくる形勢に、危機刻々迫りくる感があった。同9時頃突如危険信号なる半鐘の乱打に、聴きつけた村民は陸続と堤防上に集結、ここに老若男女一丸となり、水防活動に全力をあげて奮闘した。午後11時近く、本村大字新川通地先菖蒲古河県道の付近の約1軒、補強工事未完成の地点より越水し初めたるをもって、水防団員は直に駆付けたるも、既に濁水膝を没する状態に陥り、土俵積み込全く不能となりしたため、再度非常信号をもって急を告げ、安全地帯への避難方を急がせた。かくて濁流は誰憚るものなく、益々猛威を逞うして堤防を着々浸蝕、12時近きころ一大音響と共に、約四百米に渉り崩壊、水は一大瀑布となりて、堤下へ落下、これがため付近数十戸の民屋は見る間に押し流されてしまった。逃げ遅れたる村人は辛うじて流れゆく屋根に取継り、或は流木に取りつき乍ら流れていった。悲痛な救援の叫び声が、闇夜のここかしこにきこえる。妻子を失った人たちが其の名を呼び乍ら、堤防上を狂気のように駆廻り、或は流れ行く先祖累代の家屋家財を、ただ呆然と其の影を追うもの等、実に筆舌に尽くし得ない阿修羅と化してしまった。」（埼玉県, 1950, p. 59-60）

このように東村（現・大利根町）では、午後11時ごろ堤防の越水が始まった時点で、半鐘を乱打し、住民を安全な場所への避難を急がせたが、急な決壊で流された人もいた。

次に、2004（平成16）年に、国土交通省利根川上流河川事務所が実施したカスリーン台風懇談会で語られた避難に関する状況を見てみよう。東村の隣の元和村（現・大利根町）では、多



写真5-7 屋根上に避難（栗橋町）
（埼玉県, 1950, 「附録写真帳」）



写真5-8 破壊された民家
（大利根町）（埼玉県, 1950, 「附録写真帳」）

くの人が堤防や水塚、自宅の屋根の上に逃れた。15日の午後11時から11時半ごろ、利根川が決壊する1時間程度前に、消防の人たちが「利根川が切れる」と怒鳴りながら帰ってきたので、住民は避難をはじめた。逃げるのが早かったので流されてなくなった方はあまりいなかったが、樹木に登って難を逃れ翌日疲れて水に落ちてなくなった方がいる。屋根に逃れた人でも、1週間ずっと屋根上にいた、などという話もあった。50日くらいの間、利根川堤防に避難した人もいた。

氾濫流が流下していった中流域では、どうだったのだろうか。同じく埼玉県水害誌から、その状況を見てみよう。久喜町（現・久喜市）では、16日1時半ごろ、警察署より新川通堤防決壊の急報を受け、直ちに警報をもって全町民に対し防水及び避難の準備を促した。6時に濁流は鷲宮町に進入したとの連絡が入り、11時に久喜町に濁水が浸入、警防団員全く施す手段無く各自避難した。また、上高野村（現・幸手市）では、15日19時に利根川が洪水で危険との警報により、警防団員を栗橋堤防へ派遣した。16日1時ごろ、利根川の新川通堤防決壊の情報が入り、村内に警報を発し、待避の準備を促した。11時ごろに濁水が村内に進入した。このように各町村が、利根川堤防決壊の報を受け町村内に避難の呼びかけを行っていた状況がわかる。

(2) 水防活動

次に、埼玉県内の水防活動の状況について、埼玉県水害誌（埼玉県、1950）から事例を収集してみた。

吉田村（現・幸手市）では、利根川決壊の急報を受け、村内を横断する中川（庄内古川）が危険になると判断し、江戸川堤防上に待機させていた消防団員の大部分を帰村させ、庄内古川堤防の防衛に死力を尽くした。しかしながら、漏水甚だしく、遂に16日午前10時に宇和田地先で左右岸同時に破堤することとなった。このように流域の各町村は、利根川決壊の報を受けて、各町村の防衛線である河川や水路の堤防や二線堤の水防に尽力するが、それぞれの防御線は氾濫流により順次突破されていった。この際、重要な堤防の水防については、下流の町村より応援派遣がなされたという事例も見受けられ、地域として守るべき箇所について共通の認識があったものと考えられる。氾濫流が進入した各町村では、学校や寺社を避難所にあて罹災者を収容したが、堤防や家屋等に取り残された罹災者も多かった。

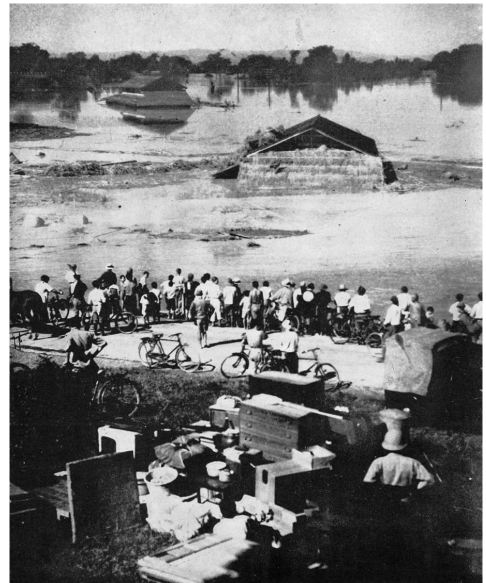


写真5-9 権現堂堤防上より濁流を見る人々（権現堂村：現・幸手市）

（埼玉県、1950、「附録写真帳」）



写真5-10 久喜駅前の浸水と避難者

（埼玉県、1950、「附録写真帳」）

水防活動により地域を守った事例もあった。元荒川の自然堤防の南に位置し綾瀬川、中川に囲まれた出羽村（現・越谷市）では、村民総出の水防活動により、延々600mの土嚢積みを行い、被害を食い止めた。特に東武線が横断する箇所では、20mにわたり堤防が低く、一時濁水が越水し危機に瀕したが、土嚢五重の防御により越水を食い止め事なきを得たのである。

次に、東京都下での水防活動の状況について、東京都水災誌等からその状況を見てみよう。9月18日時点では、中川筋の堤防の脆弱と認められる箇所への土嚢積等の作業が行われ、概ね終了し、水防団がそれぞれの分担区域を常時監視警戒に努めていた。また、葛飾区の桜堤に対しては低い部分を嵩上げするなど補強を施していた。桜堤上流では、溜まった水を江戸川へ落とすべく、江戸川堤防の切開工事に着手したが、19日2時20分桜堤は金町6丁目江戸川堤防より西北約100mの地点で決壊した（東京都, 1951）。

桜堤の決壊地点は排水管を埋めて掘り返したところで、盛土の土固めが不十分で排水土管の上方から漏水し、決壊に至ったものである。また、亀有地先の中川堤防でも必死の水防作業が続けられていたが、20日3時15分、中川橋下流200mで決壊した。この堤防決壊も漏水によるものだったと言われている（地理調査所, 1947, p. 18）。

埼玉県八条村（現・八潮市）において18日15時に中川が決壊し、その氾濫流が足立区に向っていたため、南千住消防団140名は西新井管内に応援、足立区神明で防御工事に従事した（19日）。また、この氾濫流が綾瀬川を越えて足立区内に進入するのを防ぐために、地元民総出で綾瀬川西岸1.5kmに土嚢を積み、必死の水防活動が行われた（20日）。また、江戸川区内を流下した氾濫流は21日5時に新川に流れ込んだが、都と地域住民は3kmの新川南側堤防に夜を徹して土嚢積みを行い、地域を守った。

(3) 東京都下の被災状況

東京都下では、氾濫に対し住民はどのように対応したのだろうか。東京都水災誌には、19日の段階で、「18日23時に葛飾区全域に避難命令が発せられ、住民は上野方面へ向かった」、「小岩7、8丁目の江戸川土手に避難民多数小屋がけをしている」、「墨田区管内の収容者数11,036



写真5-11 八条村（現・八潮市）中川堤防における水防活動

（埼玉県, 1950, 「附録写真帳」）



写真5-12 米軍による江戸川堤防爆破

（東京都, 1951）



写真5-13 葛飾区平和橋での水防活動

（東京都, 1951）

名」、「四ツ木橋付近は葛飾区本田町方面に水が出たため避難者が殺到し、交通整理のため警察官5名、警防団35名を派遣」などの記事が見られる。20日になると、亀有で中川堤防が決壊し「現在のところ付近住民に犠牲者はないが、水勢急なため住民避難の暇なく二階や屋根に上がって位のもので避難ができなかった」、江戸川区小岩方面では「水は刻々増水し一時間に二寸位増していく。避難者は学校又は二階屋根に避難している」、葛飾区本田方面では「刻々水量を増し、避難民は四ツ木橋、堀切橋等をへて向島、千住方面に続々避難している。避難するものといったん対岸に避難したものが、家財道具の整理運搬等のため右往左往し相当の混乱を呈している」、「本田郵便局に収容中の避難民約1,000名は昨夜より絶食収容である。急速に給食の手配を要す」、亀有方面では「現在此処（製薬会社）に1,800名位避難しあり。薬品大爆発のおそれあり、会社よりこの避難者を至急安全地帯へ待避させられたき旨警察署に連絡あり」、江戸川区小松川方面では「避難者は目下関東商業、江戸川中学に各600名あるが、流水増加状況を考慮して、荒川放水路堤防、小松川第一小学校等他の学校への避難を実施中」など、氾濫に伴う混乱の状況がわかる。

避難民の状況は、20日20時の葛飾区本田警察署管内で、「管内住民約12万人中、7割は自宅土堤等に避難、其の3割は当地区以外の知己縁故者等を頼って避難、又学校等には1万5,6千人が避難している」と報告があるように、自宅や堤防に止まる者、浸水区域外に避難する者、収容所に避難したものに分けられる。22日時点での警視庁の報告では、都下の罹災者総数329,562名、内収容人員127,158名、差し引き202,404名の数字をあげた上で、

「罹災民は一般に水害に対する緩心の嫌と家財に対する執着より避難勧告に従わず、増水迄に相当の余裕ありたるに、避難用意不十分であり、一途に当局の防水策にのみ期待した様である。因って現地に於ては強行救出に努めているが、現在までに収容所に救護せられたるもの、左表の通であり、罹災者総数より推測するに差引人員202,404人の一割と観るも、2万余人を下らず何れも二階、屋根裏等に居り、之が救出救護に舟艇に依り、或は泳ぎ救出に努めつつあり」（東京都, 1951, p. 104）とあり、この自宅等に止まった被災者の救済がその後大きな課題となった。

(4) 金町浄水場の浸水

桜堤を決壊させた氾濫流は、水道局の金町浄水場にも侵入した。19日21時25分に浄水池及びポンプ室内に濁流が浸水し断水のやむなきに至る。金町浄水場は、給水人口88万4千人で都下の浄水の約四分の一を受けていた。断水に伴い、氾濫した江戸川、葛飾、足



写真5-14 葛飾区堀切付近の線路上の避難者（東京都, 1951）



写真5-15 葛飾区堀切小谷野町地先における給水状況（学生応援隊）（東京都, 1951, 「東京都水災誌」）

立の3区だけでなく、向島区、城東区、荒川区、本所区、深川区の一部、浅草区が影響を受けた。金町浄水場が復旧する27日までの間は、境浄水場、淀橋浄水場からの配水系統切替と、応急給水車200台による陸上給水、船舶及び小舟20隻による水上給水により凌いだ。

コラム16 戦後水害と水防法の制定

1949（昭和24）年に水防法が制定される。戦後日本を襲った枕崎台風、カスリーン台風、アイオン台風等による悲惨な洪水を背景としたものであったが、同時に戦争を挟んで混乱した地域の自主防衛組織の立て直しという側面もあったのではないかと思われる。戦時中は、1939（昭和14）年勅令の警防団令により、水防組、消防団など地域の自主防衛組織が警防団に統合され国家体制に組み込まれていた。終戦後、消防団についてはいち早く再編成され、1947（昭和22）年に消防組織法が、1948（昭和23）年には消防法が成立する。一方、水防法についても、「消防法が成立した際にも、水防法制定の要望があり、昨年夏以来河川局において立案に着手し（中略）、4月28日国会に提出された」（宮前憲三（建設省河川局監理課長）、1949：『水防法案について』、雑誌「河川」、昭和24年5月号）という経緯があり、翌1949（昭和24）年に成立する。そこには消防と水防の微妙な関係があった。

戦前の水防をめぐる法制度はやや雑然としていた。まず、1894（明治27）年勅令の消防組規則による水防組があった。第17条に「府県知事は地方の状況に依り此の規則の全部若は一部を準用し水災の警戒防御の為め水防組を設け又は消防組をして水災警戒の事務を兼ねしむることを得」という規定があり、市町村を中心とする消防組織が水防事務も行っていた。

また、1908（明治41）年の水利組合法により、水害防御に関する事業のために水害予防組合が設置され、「水害を受くべき土地を以て区域とし其の区域内に於て土地、家屋および組合規約に指定する工作物を所有する者を以て組合員とす」とされた。この組合は農村地域の地縁的組織であるが、土地、家屋等の所有者のみが組合員となっていた。これが「（戦後の）水害予防組合不振の原因の一つは、農地改革による旧地主階級の没落にある。」（前出『水防法案について』）と、戦後改革の中で、水害予防組合の活動が活発にできなかった事情となっていた。

さらに、1906（明治39）年の旧河川法第23条（地方行政庁の下級公共団体に対する洪水防御の準備命令など）やこの「準備」の具体的基準を示した1916（大正5）年の訓令「水防に関する件」が、法河川に関する水防活動の根拠であった。この訓令に基づき、水防区を設定し、水防員を置き、水防訓練を実施している市町村や水害予防組合もあった。

さて、このような錯綜する制度のもと水防の実態はどうであったのだろうか。1939（昭和14）年、内務省土木局の齋藤新一は、「水防は、（中略）各府県共水防区を設定し、水防組を組織し、水防訓練を実習して夫々の成績を揚げているが、全国を一瞥する時は未だしの感が深いのである。然るに、水防組と相似形にある消防組は、（中略）全国山間僻村津々浦々に至る迄、其の数11,489組、其の組員実に2,149,608名を数えられ、（中略）消防網の完璧を期している。一方水防組は、毎年水害の惨禍を目前に展開されて心胆を寒からしめているにも拘わらず、内務省の一訓令に止められ、而して其の組織たるや、前述の通り未だし、微々として彼我比較にもならぬ状態である」と、愚痴ともつかぬ心象を吐露している（齋藤新一、1939：『水防の拡充強化』、「水利と土木」、昭和14年7月号）。

1949（昭和24）年に成立した水防法は、このような経緯を踏まえ、水防管理団体を水害予防組合、市町村、市町村組合の3通りとした。市町村の水防団の設置は任意規定で、消防機関に消防事務を行わせることも可能であり、水防団及び消防機関は水防については、水防管理者の所属の下に行動しなければならないという規定が置かれた。そして、消防法から「水災」の文字を消したのである。なお、附則においては、水害予防組合の組合員に土地等の所有者のほか、占有者も組合員として組合費を徴収し得ることとされている。

水害予防組合は1949（昭和24）年には661団体を数えたが、2005（平成17）年では11団体となっている。地縁的水防から市町村行政へシフトしたのである。近年、2000（平成12）年の東海豪雨、2004（平成16）年の水害を受けて水防法自体も変わってきた。洪水予報の拡大、水位情報周知河川の新設、洪水ハザードマップなど、河川防災情報により重きが置かれている。地縁的組織による水防から、情報を活用した減災へという時代の流れかもしれない。

（引用文中の旧字、旧かな、カタカナ書きは、読みやすいように改めた。）

3 埼玉県の罹災者救援

埼玉県では、9月15日に、知事室に災害対策本部を開設した。さらに現地には9月17日に加須と岩槻（9月22日春日部に合併）に罹災者救援のための出張所を設置し、その後、大越（加須市）、久喜、幸手、越谷、吉川、春日部、金杉（松伏町）にも出張所を設置した。各出張所では救護所・避難所の設置、運搬用の舟艇の手配、救援物資の配給、保健衛生、本部や町村との調整などを行っている。出張所を経由して配付された救援物資は、例えば、加須出張所の記録を見ると、食料としては、コッペパン、甘藷、南瓜、梅干、粉味噌、佃煮など、それ以外では石油、煙草、タオル、地下足袋、天幕、蠟燭、燐寸、石鹼の他、死体焼却用の薪などという記録もある。各地からの慰問品も届いた。また、ニューヨークに本部を持つアジア救援団体「ララ」（LALA（Licensed Agencies for Relief in Asia））の献身的な救援活動もあった。10月3日に到着した物資の中には、ララ物資の衣料43梱、石鹼30箱、乾パン50梱という記録がある。なお、コッペパンについては、9月19日進駐軍埼玉軍政部ミラー氏より県に対し、「罹災地区給食用のコッペーは、熊谷地区給食用中心として制作方を計画実施せよ。猶コッペーは滞貨させてはいけない」（埼玉県, 1950, p. 209）という指示が出されており、進駐軍の指導のもと県災害対策本部がこれを配給したものと考えられる。

これらの物資や飲料水を、各町村や堤防上等の罹災者に配るのに、舟艇の確保が非常に重要な課題であった。当時の埼玉県会計部長石川正一氏の手記では、「農耕者用の小舟は、自用で一ぱいで、到底供出までにっていない。これに反し、洪水の範囲は、日一日と広がっていく。これと平行して、舟の要求はいよいよ



写真5-16 小舟に救済物資を満載し、分配する水防団員（北葛飾郡）

（埼玉県, 1950, 「附録写真帳」）

よ猛烈になる。・・・当時対策本部でも、知事を中心に鳩首協議を重ね、舟に関する問題だけは、この際進駐軍に頼る外はないと、早速知事より、埼玉軍政部に連絡して懇請する一方、警察部長より、隣接都県の警察部に連絡した結果、漸く目鼻がつくに至った」という。9月21日時点での応援舟艇数は、進駐軍64隻、警視庁10隻、神奈川県30隻、千葉県46隻、茨城県15隻の計168隻になった。このうち、神奈川県の舟艇派遣は、前後二回にわたり延べで56隻舟夫93名の応援があったが、これらの舟・舟夫は本牧、平塚、大磯、二宮、前羽村前川（現・小田原市）、横須賀市小坪・佐島芦名の漁業会の協力によるものであった。なお、埼玉県でも必要に迫られ、長さ10mのモーター付合板舟3隻を購入している。また、県教職員組合災害対策本部でも、舟艇8隻を借り上げ、救援、輸送に活躍した（埼玉県, 1950）。

千葉県では、埼玉の被災者救護のために野田に救護本部を設置している。9月18日の千葉県警察本部の報告では、「金杉、松伏領、旭、三輪野江、早稲田の各村住民約2万人が目下江戸川堤防に避難し、逃げ損じた住民が樹木又は屋上に救を求めている。これに対し当管下野田、流山両警察署が中心となり、隣接町村消防団及び水防団は、水深二米に及ぶ濁流を侵してこれが救助に死闘中なるも、舟艇少なきため十二分の成果を挙げざる憾あり」（埼玉県, 1950, p. 680）とある。野田町（現・野田市）の水害救助記録には、17日午後から人命救助や家屋に残った住民への飲料水や握り飯の分配、医療救護など様子が記されている。埼玉県側の記録では、「野田避難所には、金杉村及び三輪野江旭両村の一部が避難し、総数3,000名が避難したが、大多数は親戚縁故者をたより、小学校に収容されたのは20名に過ぎない（略）。流山町避難所には、早稲田、東和、三輪野江三村の一部が避難して居り、大体2,500名位である。猶給食者は700名位にて、約1,800名位は堤防上を彷徨している。」（埼玉県, 1950, p. 680）とある。

また、茨城県からの救援もあった。猿島郡新郷村（現・古河市）では、対岸の栗橋町の人命救助のために消防団を派遣し、9月16日から18日の5日間で計463名を救出した。さらに、応急診療所を開設し、延べ118名を診察、炊出班、給水班により陸路及び水路より補給を行った。村立小学校を収容所にあて、罹災者計475名を収容した。古河市でも、初期は利根川北岸の川辺村、利島村（現・北川辺町）への救援を中心に、後期において東村（現・大利根町）、栗橋町に対しても、給水、炊出、医療、生活物資の支援、罹災者の収容などの援助を行った。また、猿島郡五霞村は、利根川南岸で浸水を逃れてはしたが孤立した状態であったが、幸手町方面の堤防上の罹災者に対し、舟による食料及び飲料水の補給を行った（埼玉県, 1950）。

4 東京都の罹災者救援

東京都では、利根川堤防が決壊した16日、民生局臨時水害対策本部を設置、翌17日には、東京都臨時水害対策本部を設置、18日には東京都水害対策本部とした。桜堤が決壊した19日には、東京都議会臨時水害対策委員会も設置された。

緊急の食糧対策については、19日の状況として、「取り敢えず救護用乾パン69万食用意（略）。外にキビ餅6万6千食用意し、この原料は猶100万食準備している。梅干500樽、味噌、塩も必要に応じ配給する」（東京都, 1951, p. 80）と報告されている。罹災者への配給は、食糧と生活必需品等で10月2日までは無償とし、以降は有償として通常の配給ルートに依るようになった。配給した食料品の主なものは、乾パン、食パン、米、小麦粉、乾メン、キビ餅、缶詰、醤油、味噌、牛乳、乳製品、野菜、梅干、福神漬、みがき鯨、佃煮、塩かつお、ふりかけ等であり、生活必需品としては、毛布、生地、タオル、蠟燭、燐寸、電球、天幕、バケツ、懐中電灯、薪、洗剤などであった。食糧については食糧営団が災害現地へ搬送し、都・区の関係職員が配給にあたったが、水害当初は困難を極めた。水中の孤立地帯や家屋に散在して残留する人々



写真5-17 四ツ木堤上の食糧運搬状況（東京都, 1951）

に対し、舟艇によって個々に配給を要するので種々の困難が伴い、このため現地に十分な配給量を集積しながら、各人に対する配給が円滑に行かなかったところもあった。24日にはララ物資の配給もはじまった。内容は、衣料150包、石鹼8,000ポンド、食糧13万4,040ポンドで、水害による被災者中乳幼児を原則とし、例外として重病人にも給与することとなった。

罹災者の収容は、被災3区以外に、都下の墨田区、荒川区、台東区、中央区、千代田区、港区、豊島区と、千葉県下の市川市、松戸市、船橋市の計227か所の施設に最大で12万455人が避難収容された。市川市、松戸市の収容所には、江戸川堤防上にいた避難者を収容した集団収容所が含まれている。被災3区以外の収容所としては、主として学校があてられたが、中には鴻ノ台兵舎（市川市）、交通営団宿舎（台東区）や工場、寺社などもあった。被災3区では、これらに加え、個人宅やアパートの他、江戸川や中川などの堤防上、常磐線などの線路上なども収容所としてあげられている。これらの収容所の人数の外、千葉県下への縁故先収容もかなりあった模様で、22日の警視庁発表では、市川市に1万5,003人、松戸市に47人、船橋市に456人等という縁故先収容者の人数が掲げられている（東京都, 1951, p. 103）。

家屋や堤防上に残留した罹災民の移動や食糧等の補給のために、東京都でも舟の確保が課題であった。進駐軍により約100隻の上陸用舟艇を現地に動員したほか、和舟234隻、ボート175隻、鉄舟16隻が用いられた。和舟は品川、大森、蒲田、芝、葛西、神奈川等の漁業会に依頼して動員したもので、またボートは井の頭公園をはじめ都下の各公園のものや築地、月島あたりの貸ボートを動員した。



写真5-18 荒川土手の避難者（東京都, 1951）

医療救護については、保健救護班、助産救護班及び医療救護班が編成され、被災地や収容所での医療活動を行った。また、水害後の防疫のため、患者発見注射班、DDT粉末散布班、DDTオイル散布班が編成され、洪水が引いた後の被災地での疫病の予防に努めた。これらの活動は、都立病院はもとより、国立病院を初め都下の各病院の協力の下に行われたものである。また、進駐軍からは、DDT粉末1,155ポンドを無償で給与されたほか、DDTオイル4万ガロン、DDT粉末2万ポンドの有償譲渡を受けた（東京都, 1951）。

5 氾濫水の排水と桜堤、中川決潰点の修復

氾濫流が東京都下に迫り氾濫被害を少なくすべく、水防活動と併せて氾濫水を大河川に落とす作業も行われた。18日夜には桜堤上流の湛水を江戸川に落とすべく、葛飾橋上流400m地点の切開を開始、その後進駐軍の協力も得て19日16時には切開工事が完了した。また、19日20時から中川の水位を低下させるべく、荒川放水路との背割堤を中川水門付近で切開する工事を行い、21日2時に完了した。しかしながら、いずれも19日2時20分の桜堤の決壊、20日3時15分の中川橋下流の中川右岸の決壊には間に合わなかった。これに関して、安井東京都知事は25日の記者会見で「桜堤決壊の原因も中川堤防の切開遅延も私の至らなかつたため、都民諸君に深くおわびしなければならない」と陳謝の言葉を述べた（東京都水災誌, 1951, p. 125）。

一方、地元住民からは、湛水を早期に排除するために、綾瀬川堤防、新川堤防等の切開の要望が出されるようになった。葛飾区本田若宮町では、氾濫水を綾瀬川に落とすため、四ツ木橋と堀切橋の間の民有地側堤防を地元の青年団らが切開、また、江戸川区西瑞江4丁目では地元農業会が中川改修工事（新中川）の終点近くで堤防を切開するなど、地元住民による無断の堤防切開も行われ、都はその確認と万一に備えた土嚢の準備などの対応に追われた。

22日5時から、中川の水位を低下させるために荒川背割堤の掘削工事が新たに堀切橋下流の本田若宮地先において開始された。工事は、請負施工で23時0時には完了した。また、中川水門付近の切開箇所は掘削工事も同時に開始された。

25日からは、都は桜堤と中川の決壊箇所の締切工事を開始、これに併せて綾瀬川の堤防を四ツ木橋上流100mと堀切橋下流100mの2か所で堤防を地盤高まで切開し氾濫水の排水を早める工事を開始した。桜堤の工事開始に際しては、上流の地元住民から工事の中止の要望も出された。桜堤の締切は30日、中川右岸堤は29日に止水が完了した。都では、既存の水門操作とポンプ場の復旧運転により、湛水の排水を行うとともに、30日ごろからは仮設ポンプの据付も開始している。